

【ポスター発表】

DV 相談支援窓口に関する市民の認知および利用の現状と課題に関する分析

—国および地方自治体による市民意識調査の結果より—

○ 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類 山中 京子 (4129)

児島 亜紀子 (大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・2765)

キーワード：DV、相談支援窓口、認知

1. 研究目的

本研究は、DV に関して実施された一般市民に対する複数の意識調査の結果から DV 被害者が暴力のある生活から脱し、自立生活を営むことを実現するにあたり、重要な支援資源と考えられる公的な相談窓口につながる際の課題を検討し、その課題を解決するために求められる具体的な施策を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2004年および2007年に改正）においては、配偶者からの暴力被害者の相談や必要な指導を行う配偶者暴力相談支援センターは都道府県では必置義務、市町村では任意配置となっている。また、国は、2007年の法改正時にDVの防止と被害者の保護の施策を推進するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（2008年に改正）を策定した。この基本方針では、配偶者暴力相談支援センターがDV被害者支援における中核的相談支援機関として位置づけられるとともに、被害者に最も身近な行政主体としての市町村の役割についても言及されている。

これらの相談支援窓口がその機能を生かし、被害者の支援を行うためには、被害者がこれらの窓口につながる必要があること、そのためには何らかの形で被害者がこれら窓口の存在を認知し、窓口に関する情報を得ることが支援の第一歩となる。本研究では、これらの相談窓口の認知と利用に焦点付け、内閣府による「男女間における暴力に関する調査」（2012年、対象：全国、有効回収数：3293人）（以下、内閣府調査）、堺市による「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（2010年、対象：堺市、有効回収数：2233人）（以下堺市民調査）および「市政モニターアンケート」（2011年、対象：堺市、有効回収数：495人）（以下堺市政モニター）等の一般市民を対象とする複数の意識調査を対象に、相談窓口の認知と利用に関する結果から、DV被害者が相談窓口につながる際の課題について検討し、その課題を解決するための具体的施策について考察する。

3. 倫理的配慮

本研究が分析対象とする上記の市民意識調査では、調査の実施にあたり、調査協力者がこの調査に協力したことによって何らかの不利益を被らないように、調査結果はすべて統計的に処理され、調査結果の公表などによって個人が特定されないことがないよう十分に配慮がなされていた。本研究もその倫理的配慮の方針に則って行った。

4. 研究結果

(1) 相談窓口の認知：内閣府調査では相談できる窓口を「知っている」は32.7%で、「知らない」は65.7%となっている。この結果は内閣府の前回調査(2008年)の結果(29.0%)と比べ、認知度は高くなっているが、それでも3割程度にとどまっている。一方、堺市政モニターではなんらかの相談窓口を「知っている」は86.2%、「知らない」は13.7%となっており、相談窓口の認知度は内閣府調査より高い。しかし、「知っている」窓口として最も多かったのは「警察」76.6%、ついで「市役所(区役所)」36.6%、「配偶者暴力相談支援センター(大阪府女性相談センターなど)」35.6%となっており、最も身近な行政の相談窓口や専門的相談窓口の認知度は3割強にとどまっていた。

(2) 相談の利用：内閣府調査ではDV被害の経験者に、「だれかに相談したか」と聞いたところ、「相談しなかった」は53.3%となっていた。一方、堺市民調査では、「相談しなかった」は33.9%であり、堺市においては相談の利用率は国に比べ高かった。

(3) 相談先：内閣府調査では、「友人・知人に相談した」が24.5%と最も多く、「家族や親戚に相談した」が23.7%となっており、堺市民調査でも「友人・知人」が最も多く26.1%、ついで「家族・親戚」が21.8%であった。一方「市役所(区役所)」は1.5%、「配偶者暴力相談支援センター(大阪府女性相談センターなど)」は0.8%であった。この結果から周囲の人の相談における役割の重要性が認識されるとともに、身近な相談先として公的機関が十分に活用されていないことがうかがえた。

(4) 相談しなかった理由：内閣府調査では、「相談するほどのことではないと思ったから」62.8%が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」39.4%、「相談してもむだだと思ったから」19.7%などとなっている。堺市民調査でも「相談するほどのことではないと思ったから」52.5%、「相談しても無駄だと思った。」26.4%、「自分にもわるいところがある。」23.1%であった。この結果からDV被害経験者のDVを過小評価する傾向が読み取れるとともに、「相談をしても無駄」と判断させている要因として、相談の有用性や具体的な支援内容に関する情報の周知不足がうかがえた。

5. 考察

被害者が相談窓口につながる際の課題として、DVの中核的相談窓口の存在および支援内容の周知とDVと認識するための知識情報の啓発が挙げられた。また、その課題解決への具体的施策として、①被害者やその周囲の人を含む一般市民への直接的施策では、相談窓口のより効果的な広報方法として、母子手帳などへの情報掲載、役所だけではなくスーパーや病院などの日常生活で頻繁に利用する場所でのパンフレットの設置・配布など、また広報内容として、利用可能な機関や制度(一時保護、保護命令、その他生活保護など)の情報や支援の流れに関する簡略な情報の提供、②基盤的施策として、学校や職場など多くの対象がアクセスできる場でのDVのメカニズムや暴力の多様な種類および被害者に生じがちな心理・社会的反応や変化に関する知識のさらなる啓発機会の定着が考えられた。